

平成28年第3回七戸町議会定例会  
会議録（第2号）

平成28年9月8日（木） 午前10時00分 開議

○議事日程

日程第1 一般質問

質問者 佐々木寿夫君 外1名

「質問事項及び順序（別紙）」

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	田嶋輝雄君	副議長	15番	三上正二君
	1番	二ツ森英樹君		2番	小坂義貞君
	3番	澤田公勇君		4番	呷清悦君
	5番	岡村茂雄君		6番	附田俊仁君
	7番	佐々木寿夫君		8番	瀬川左一君
	9番	盛田恵津子君		10番	田嶋弘一君
	11番	松本祐一君		12番	田島政義君
	13番	中村正彦君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	似鳥和彦君
総務課長	鳥谷部昇君	支所長 (兼庶務課長)	八幡博光君
企画調整課長	高坂信一君	財政課長	金見勝弘君
地域おこし 総合戦略課長	田嶋邦貴君	会計管理者 (兼会計課長)	加藤司君
税務課長	鳥谷部勉君	町民課長	甲田美喜雄君
社会生活課長 (兼城南児童館長)	氣田雅之君	健康福祉課長	田嶋史洋君
商工観光課長	附田敬吾君	農林課長	天間孝栄君
建設課長	仁和圭昭君	上下水道課長	原田秋夫君
教育委員会委員長	附田道大君	教育長	神龍子君

学務課長	中野昭弘君	生涯学習課長 (兼中央公民館長・ 南公民館長・ 中央図書館長)	鳥谷部 慎一郎 君
世界遺産対策室長	小山彦逸君	農業委員会会長	高田 武志 君
農業委員会事務局長	町屋 均 君	代表監査委員	野田 幸子 君
監査委員事務局長	原子保幸君	選挙管理委員会委員長	古屋敷 満 君
選挙管理委員会事務局長	甲田 美喜雄 君		

---

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	原子保幸君	事務局次長	中村孝司君
------	-------	-------	-------

---

○会議を傍聴した者（9名）

---

○会議の経過

## 一般質問通告一覧表

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
1	佐々木 寿夫君 (一問一答式)	1. 介護保険制度について	(1) 平成27年度改正の介護保険法に対する現行対策について。
			(2) 平成29年度から始まる総合事業の実施内容と財源、町民負担等については。
			(3) 介護報酬引き下げについて、介護事業者への対策について。
			(4) 介護利用料の町民負担軽減について。
			(5) 現在、国が検討している介護保険の見直し項目について。
		2. 七戸町臨時職員の待遇改善について	(1) 臨時職員の状況について。
			(2) 臨時職員の賃金について。
(3) 臨時職員の年金や健康保険について。			
2	呷 清悦 君 (一問一答式)	1. スポーツ振興策について	(1) リオオリンピックでの日本選手の活躍は国民を大いに元気にした。当町からオリンピック選手やプロスポーツ選手を輩出できれば、町民の誇りになり、子供たちにも夢と目標を与えることができると思う。当町のスポーツ振興策の目標と現状と課題は。
			(2) 中学校の教職員の指導による部活動は様々な問題が指摘されている。当町の現状と課題解決に向けた取り組み状況は。
		2. 選挙事務について	(1) 大阪府泉大津市選挙管理委員会が、参院選当日用の選挙区と比例代表の全投票用紙、約8万3600枚を過って廃棄処分した。当町の投票用紙の保管方法は。
			(2) 開票時に投票用紙をかき混ぜる作業は無駄であり、不正発見の観点からもかき混ぜるべきではないと思う。次回選挙からの対応は。
			(3) 無効票判断が市町村によって異なる事例が多数報告されている。当町選管の判断基準と無効票の事例と票数は。

○議長（田嶋輝雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

したがって、平成28年第3回七戸町議会定例会は成立いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、9月6日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

---

### ○日程第1 一般質問

○議長（田嶋輝雄君） 日程第1 一般質問を行います。

質問は、通告順に行います。

通告第1号、7番佐々木寿夫君は、一問一答方式による一般質問です。

佐々木寿夫君の発言を許します。

○7番（佐々木寿夫君） 皆さん、おはようございます。

七戸の秋祭りも終わって、これから、いよいよ実りの秋を迎えるわけですが、議会も実りのある議会にしなければならないと思い、一般質問を始めたいと思います。

第2次七戸町長期総合計画の基本構想では、心豊かに安心して暮らせるまちづくり、健康と福祉の充実、地域医療サービス体制の整備や保健・福祉ネットワークの確立などを掲げています。さらにまた、活力あふれる産業の町、産業の振興、生産性の高い農業と観光交流型産業が牽引するまちづくりの実現をも目指しています。

今議会における私の質問は、これらにかかわる問題です。心豊かに安心して暮らせるまちづくり、私なりに考えると、町民の生活の質をどのように高めていくか、あるいは高齢者の幸せ、生きがいというのは何だろうか、こういう問題を考えていきたいと思っています。健康、生きがい、地域コミュニティ、そして生活を支える産業の発展や賃金の改善、これらを通して町民の幸福、高齢者の生きがい、幸福をどのようにつくっていくか、考えていきたいと思っています。

幸福ということについて、ウルグアイのホセ・ムヒカ大統領、世界で一番貧しい大統領と言われている方ですが、の言葉によると、幸福とは愛を育むこと、人間関係を築き、子供を育てること、友達を持つこと、そして、必要最小限のものを持つこと、町の発展、町民の生活の質を高めること、こういうことではないかと思っています。

まちづくりの基本構想の生活の質を高め、生きがいのある暮らし、町民の幸福の実現を何としてもやり遂げなければならないと思い、私は今の質問をいたします。

壇上からの質問は、以上で終わります。

それでは、質問者席から続けます。

よく少子化・高齢化・人口減少が、今の日本の地域社会の大きな問題と言われていますが、高齢化社会は日本の社会の進歩の証明です。医療や介護・福祉の充実が、平均寿命を

上げているわけで、社会の進歩そのものです。少子化、人口減少が問題です。高齢化社会を充実させることは、大げさに言えば、人間社会の幸福な生活の実現を意味するものです。この立場から介護保険について質問します。

平成27年から要支援1・2の方のヘルパー・デイサービスは、介護保険給付から外れました。このことによる不利益に対して、町はどう対処していますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） おはようございます。

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

平成27年の介護保険法の改正により、これまで全国一律の予防給付が介護予防・日常生活支援総合事業に移行することになりました。この総合事業は、高齢者が安心して自立した日常生活を送るための支援などを目的としており、地域の実情に応じた多様なサービスの提供ができるようになりました。

そこで、御質問の、不利益にどう対処しているのかということですが、総合事業については、円滑な移行ということで、平成29年3月まで猶予期間が設けられています。そのため、町では、猶予期間ということで、総合事業へは現在移行しておりません。今のところ、介護支援1や2の方々は、今までどおり予防給付で対応しているところであります。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 現在、総合事業に移行していないが、今までどおり予防給付で対応しているということですから、介護保険が外れても今までどおりやっているということですから、それはそれでよいと思います。

次に、平成27年から要介護1・2の方は、特養への入所が対象外になっています。このことによる不利益はないですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

平成27年の法改正により、特別養護老人ホームの新規入所者、これは原則、要介護3以上に限定されました。初めに、この分について少し御説明申し上げますと、法改正前、既に要介護1や2で入所していた方々は、そのまま入所できる。また、入所されている方の介護度が、1や2の状態に改善した場合であっても、そのまま入所できるという経過措置、これが設けられています。

御質問の、要介護1や2の方々が、特養への入所が対象外になったということで、養老介護、いわゆる老々介護、これがふえていないかということですが、施設に入所して介護サービスを受けるより、自宅で生活に必要な介護サービスを受けるほうが、介護給付費も当然安くなります。それから自己負担も少なくなると。いわゆる議員が冒頭におっしゃった、生きがいにつながるというふうに思っておりまして、そういった対応ということで進めております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 要介護1・2の方は、平成27年までは入所してよかったら、そのまま入っていることはできるのですが、新規の要介護1・2の方々は、入ることはできないわけですね。しかし、生きがいにつながる在宅の介護で努力しているということですが、次に移っていきますが、平成29年3月までに地方自治体の総合事業がスタートするわけです。来年の3月までに総合事業に移ることになっていますが、総合事業は、現在できているかどうか、あるいは、その内容はどうなっているのか。あるいは、総合事業の対象になっている要支援1・2の方々が、仮に総合事業を使った場合にどう対処するのか、この辺について伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

まず総合事業、これはできているのかということですが、ほぼできております。近々、事業者を集めて中身の説明ということで予定しております。この基本的な内容、基本方針、これは現行サービス、それから現在の利用料金、維持、これがまず基本ということになります。そして、平成27年の法改正によって総合事業、これに移行ということになりましたが、移行の猶予期間が平成29年3月までということで、現在、町では総合事業に移行はしておりません。

当面は、円滑な移行を進めていくために、基本的に現行のサービスの形を維持し、進めていくということ。それと並行して、高齢者が気軽に参加できる場の充実等の地域づくり、これに時間をかけて検討してまいりたいと思って進めております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 来年の平成29年3月に総合事業に移っていくわけですが、現行サービスを維持するということですが、要支援1・2は介護保険から外れてしまうわけですから、総合事業に移った場合の利用料の料金は、利用者はどうするのか。それから、その財源はどうなるのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） まず財源ですが、地域支援交付金事業で、新しい総合事業というのは行われるということで、国、県、町、この負担割合は、現在の地域支援事業の負担割合と変わらないということでもあります。

ちなみに、公費と保険料がそれぞれ50%ずつで、その公費の内訳は、国庫交付金が25%、あとは県交付金12.5%、それから町負担が12.5%となっております。そして、移行後のサービス利用料についてですが、国の示している地域支援事業実施要綱に基づき、これまでの介護予防給付と同様の利用料金を設定することにしておりますので、総合事業に移行したからといって利用料金がふえるという心配はございません。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 総合事業に移行したからといって料金がふえないと。これは財

源などの説明でわかるのですが、私が心配するのは、要支援1・2の方々は、介護保険から外れてしまうから、要するに、国が地域交付金を支給しないと、要支援1・2の方々の料金は、国が地域支援交付金を出さないと続けていけないわけですね。

それで伺います。介護保険の対象外にして地域支援交付金で国がやるというのですが、これは、これかもずっと地域支援交付金というのは、国はやるのですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 介護保険から外れるということではなくて、いわゆる総合事業というのは、地域支援交付金事業で、これからも継続していくということですから、そういう心配はないと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 地域支援交付金は、介護保険の中に入っているということですか、町長。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 介護事業全体の中に入っておりますので、その中の新しい介護予防・日常生活支援総合事業、そういう枠組みに入っているというふうに思っております。その財源は、今言った地域支援交付金事業ということになると思います。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 私が心配しているのは、例えば、国は介護保険を定めたときには、要支援1・2の方も、きちんと介護保険料を適用して介護サービスを受けることができた、要介護1・2の方々でも、きちんと施設に入所できたわけですね。ところが、財源が厳しいとか、そういうことから、そういうのを外していつているわけですね。だから、あと5年か10年ぐらいすれば、今の、例えば、要介護1・2の方々が、予防介護を受けているのですが、それも料金をとる、今の料金よりも高くなるとか、そういうことを心配して、私は言っているのですが、町長の話によると、介護事業全体の中に入っているから、この枠組みは、多分、変わらないだろうというふうに答弁していますから、そこで私は納得します。

介護を家庭任せにせず、地域全体で質の高い豊かな介護を実現する。こういうことから、介護保険料を集めて2000年から始まった介護保険制度ですが、さっき言ったように、介護保険からさまざま外れていつているわけですね。この辺は、大変な大きな問題があると思っています。質の高い、幸福な高齢者の生活実現というためには、さらに努力が必要です。

次に、質問の3番目に移ります。

平成27年4月から介護報酬が引き下げになっているわけです。そして、利用料も下がっているのですが、このことによって介護事業所の経営は非常に厳しくなっているのですよね。東京あたりでは、たくさんの介護事業所が潰れたりしているわけですが、来年から始まる介護総合事業では、地域のボランティア活動による生活支援というのを想定して

います。

お聞きしますが、地域の生活支援を想定しているが、介護事業所の役割というのは、重要ではないかと思うのですが、どういうふうに考えていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 3番目の質問の前に、同じように私も心配していますけれども、このままでは介護保険制度が持たないということで、今の総合事業に移行ということになったということです。そして、今の団塊の世代が75歳になる2025年、そこまで制度をうまく引っ張っていく。そのために、さらに検討されているのが、今、保険料の負担というのは40歳以上ですが、それを20歳にしたらどうかというのが議論に上ってきているという状況です。

ですから、サービスを落とさない、あるいはまた、保険料も高くしないということをやっていくのはいいのですけれども、そうすると制度がだめになるから、こういう改正ということです。ですから、恐らくいろいろ、ある程度の改正を経ながら、これからもこういう状況で進んでいくだろうというふうに思っていますし、また、ある程度のサービス自体も施設から在宅とかそういったものに移行していかないと、この制度自体が持たないというのは、これは確かなものだというふうに思っています。ですから、今のところ、町も当然、幾らかでも安くしたいというのは思っていますけれども、その辺も見ながら、これから総合事業に移行することにしています。

それから、今の御質問で、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスや通所型サービスは、事業者が行う従来の介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスから、今度はNPO、あるいはまたボランティアなどによる多様なサービスが提供される、これが全国的に見込まれているということですが、実は町では、サービスと利用料金は現状維持という方針に従って、サービス提供も介護事業者、こういったものを想定しております。そのために、住民によるボランティア、あるいはまたNPO団体等サービスの提供者とする考えというのは、町には今のところございません。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） NPOやボランティア、そういう方々に協力していただくという考えは、今のところないということですね。わかりました。

それでは、さらに質問を続けますが、4に移ります。

4の1、この8月から施設の利用負担制限、いわゆる補足給付が廃止され、非課税年金が収入とみなされる方々の居住費や食料費が高くなってきているわけです。これに対する対策というのは、町では考えていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 介護保険施設の中で、介護老人福祉施設、それから介護老人保健施設、介護療養型医療施設、ショートステイ、これを利用する方の食費あるいはまた部屋代については、本人による負担というのは原則であります。低所得者の方については、

食費あるいはまた部屋代の負担軽減を行っております。そして、平成28年の法改正によって、食費・部屋代の負担軽減の見直しが行われました。これは、自宅で暮らす方、あるいはまた保険料を負担する方、老齢年金を受給している方との公平性、こういったものを高めるために、食費あるいはまた部屋代の負担軽減措置の利用負担段階の判定に、非課税年金の受給者も含めるように見直しが行われました。

よって、御質問の、非課税年金が収入として算定された場合の居住費や食費が高くなる方々への町の対策であります。町では特段、対策を行うということは考えていないということです。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 七戸町の高齢者の所得というのは、国民年金でみても年間50万円か幾らですよ。そして今、非課税年金80万円までは、今まで計算されていなかったのですが、その方々から食費と居住費をとると、大体大きい部屋に入っている人で3万円、4万円から8万円に上がるのです。さらに、ユニット型の施設に入っている場合は、5万円から大体13万円ぐらいに上がるのですよね。だから、これに対して町で対策を立てないと言っているから、これはこれで大変なことです。町長、この辺は考えてみなければならぬと私は思います。

さらに伺います。

平成28年4月から、所得制限による介護サービス利用負担割合が2割になった方もいるのですが、その対象者はどれぐらいですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合、これを利用者の方に負担していただいておりますが、この利用者負担について、これまで所得にかかわらず一律にサービス費の1割としていましたが、団塊の世代、これが75歳以上となる2025年以降にも持続可能な制度、さっき申し上げましたが、そうするために65歳以上の方のうち、一定以上の所得がある方にサービス費の2割、これを御負担いただくということにしております。

どれぐらいかということですが、現在、負担していただく方の数というのは、1,279名中、約24名ということで、そんなに大きい数字ではありません。そういう状況です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） さっきの施設の利用料の負担制限、いわゆる補足給付というのが廃止されたこちらのほうは、特別養護老人ホームに入っている方は、大体7割の方です。老人保健施設の利用で5割の方が、さっきの補足給付廃止の恩恵を受けているのですが、こちらの1割から2割のほうは24名ということで、所得を計算してやっているのですが、私が考えるに、国はさらに高齢者の預貯金も調べているのですよ。だから、高齢者の預貯金が1人、1,000万円以上かな、そうすると2割負担とか、それから補足給付

廃止とかということになっていて、本当に高齢者の懐に手を突っ込んでお金をとっているという、ひどいやり方だと私は思っています。

それで、高齢者の懐に手を突っ込んで利用料など上げないと、国はやっていけないというのですが、全然話は違うのですが、日本の大金持ちの懐に手を突っ込んだほうがいいのですよ。ケイマン諸島に70兆円のお金が流れているのですよ、ペーパーカンパニーとして。パナマ文書でも日本のお金持ちには一切、懐に手を突っ込んでないのですよ。さらに、トヨタ自動車なんかは、おとしまでの5年間、国税を一銭も納めていないのですよ、あの大企業が。高齢者に対しては懐まで手を突っ込むけれども、大金持ちや大企業には、どんどん減税を続けている。

これでは、介護保険というのは、国でもっとお金を出すべきなのです。だから、多くの高齢者というのは、住みなれた地域で自分らしく暮らしたい、介護事業所で働く職員は、少しでも手助けして高齢者の自己実現を図り、そして高齢者の笑顔を見たいと思って、みんな仕事をしているのですが、いわゆる介護に係るお金がふえるということから、どんどん負担を高齢者にかけている。それよりも国は、もっとお金を出すべきなのです。

最後の質問に移ります。

国が考えている介護保険の、私らから言えば、解約というのはもっとひどくて、今度は要介護1・2の方々の生活介助、あるいは車椅子など福祉用具の貸与の保険給付外し、福祉用具などは、原則自己負担とすることが検討されていますが、町長、このようなやり方というのはどう考えますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 今、国では地域包括ケアシステムの推進、それからもう一つが介護保険制度の維持可能性の確保、この二つの動きの柱で議論をしているということでありまして、最も注目を集めているテーマが、軽度者への支援のあり方であると見ております。特に訪問介護における生活援助については、状態の改善あるいはまた悪化防止につながっていない、そういうケースもあると。それから、保険の理論に合わない、あるいはまた家政婦がわりに使っていると、こういう指摘がありまして、法改正のたびにいろいろ問題になっていると。

御質問の、生活介助や車椅子など福祉用具貸与の保険給付外しの原則自己負担について、どう考えているかということではありますが、当面は、国の示す方向性、こういったものを踏まえて介護予防給付として対応していきたいというふうに考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 要介護1・2の方々が、家政婦がわりにヘルパーを利用しているなんていうのは、これは財務省の役人が言っていることで、要介護1・2の方々のヘルパーの利用というのは、ケアプランに基づいてやっているわけです。専門家が要介護1・2の方々の家庭に行くというのは、介護サービスをするというのは、生活援助するというのは家政婦がわりではなくて、高齢者をきちんと見守り、そして高齢者の状態を見て予防

する、そういうふうな重要な意味があるのですよ。こういうのまで介護保険から外すなんてことはもう許されるものではないと、私は考えています。

社会保障費の大幅削減のために、次から次へと介護保険解約を進める安倍内閣、余りにも異常だと私は考えています。このほかに、保険の解約も進むし、年金だってどんどん毎年下げる予定になっていますから、本当に大変な問題があるということを指摘しておきます。

次の問題に移ります。

総務省は2014年、官製ワーキングプア、働く貧困層と言われた地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善などを求める通知を全国の自治体に出しました。これは、公共サービスの質の確保、生活できる賃金への底上げを、まず自治体が先を切ってやらなければならないということから、これを出しています。

質問1に行きます。

町の臨時職員、期限つき職員、日々雇用職員、非常勤職員の職員数はどれぐらいですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

臨時職員については、9月1日時点の人数となりますが、主に各課の事務補助員としての業務を行っている期限つき職員は18名、それから放牧監視員などの日々雇用職員が3名、それから学童保育クラブ指導員や学校生活相談員などの業務を行っている非常勤職員が45名となり、町で臨時職員として採用している職員の総数が66名となっています。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） これらの職員の基本賃金は、どのように決められているか。それから、現在支給されている賃金は、いつ決められたものか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 臨時職員の賃金については、その職務と責任、また同種の民間賃金の状況等を総合的に勘案して設定されるべきものと考えておりまして、現在の賃金は、平成17年の町村合併時に両町村で協議し決定した職種や賃金をもとにして、平成25年4月に規定の改正により、職種の拡大や賃金の改定を行い、現在に至っております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 例えば、町の期限つき臨時職員、事務補助員の18名に焦点を当ててみますと、時給は約800円より上なのですが、そうすると日給では6,400円、月給では13万円前後と。町の期限つき臨時職員というのは、フルタイムで働いているわけですから、月給で13万円前後、これではとても暮らしていくことは、できないと思います。

それから、先ほど、現在の賃金は、いつ決められたものかということ、平成17年の合併時をもとにして25年4月に決められたと言っていますが、平成17年から18年です

よ、公務員の給与が大幅に削減されて、給与の段階も、学校の教員であれば、それまでは1、2、3だったのが、3の30種類ぐらいだったのですが、今は90種類ぐらいに決められて、教員の給料が大きく下がって、50代の方々の給与は平成18年から一銭も上がらないという事態になって、現給保障がずっと続けられているのですが、多分、地方自治体の公務員の給与も、今の57、8歳の方々は、ここ十何年、全然給与が上がっていないということが考えられますよ。

そして、平成25年4月に今の給与を決めたというのですが、平成26年、平成27年と、人事院勧告によって賃金上がっているし、同じ年にも最低賃金というのは上がっているのですよね。今の町の臨時職員の給与に、この平成26年の人事院勧告、平成27年の人事院勧告、最低賃金の上昇というのは、今の職員の給与に反映されていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） おっしゃるとおり、直近の賃金改定、これは平成25年でありますので、平成26年、平成27年の人事院勧告でのいわゆる賃金の上昇、これは残念ながら反映はされておられません。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 平成26年、平成27年の人事院勧告は反映されていないと。今年度28年も賃金を上げる人事院勧告が出され、最低賃金も21円上がって、初めて青森県では最低賃金が700円を超えたのですよね。こういう状況に合わせて、臨時職員の基本賃金というのを上げる考えは、町長、ありますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 臨時職員の賃金については、平成25年の改定によって、現在でも、実は、近隣自治体の賃金と比較して、これは高い水準にあります。また、期末手当、こういったものを支給していない自治体がある中では、町は、期限つき臨時職員については6月と12月に支給をしておりました。基本賃金以外の手当についても、これは充実しているというふうに思います。

これからについて、正規職員の給与改定の状況、それから最低賃金の推移、あるいはまた近隣自治体とのバランス、こういったものをよく見ながら、できるだけ上げていきたいと、そう思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） まず、確かに近隣の自治体では、期末手当を出していないところなどもあるのですよね。だから、七戸町の臨時職員の賃金というのは、それなりの水準なのですが、しかし、正規の職員と同じ仕事をして、そして責任もある程度持っている職員が、同じ職場で働いていて、臨時といわゆる正規の職員という、かなりの給料の、3倍4倍の給料の違いがあるわけですから、こういうのは改善しなければならない。

町長は先ほど、正規職員の状況を見て賃金は上げたいと、こういうふうなことを言っていますから、その前に何年かかるかというのをはっきり言っていないのですが、上げたい

ということですから、上げたいということ信じましょう。

それから、次に臨時職員の社会保険や年金、この辺の問題について聞きたいのですが、臨時職員というのは103万円の壁というのと、130万円の壁というのがあるのですよね。103万円を超えると配偶者手当がなくなるとか、それから130万円を超えて年金に入らないと罰せられるとか。しかし、年金に入れば、その分の自己負担が発生するわけですから、いわゆる手取りが減るとかという問題、いずれにしろ賃金が安いから、そういう問題が発生するのですが、伺います。

臨時職員の社会保険、労働保険の加入状況はどうなっていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 法律で加入が義務づけられている職員については、基本的に加入しております。具体的な人数を申し上げますと、対象者38名、うち加入している職員が36名であります。このうち加入していない2名については、いわゆる加入要件は満たしているものの、配偶者の扶養扱いになっているなど、本人の意向によって加入していないものであります。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） ことしの10月から、週20時間労働の臨時職員も社会保険や労働保険が適用されることになっています。従業員が501人以上の職場ということになっているのですが、当町では該当する職員はいますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 短時間労働者に対する社会保険については、おっしゃるとおり法改正によって平成28年10月より、その適用が拡大されます。内容は、これまで社会保険の適用は、1週間の勤務時間が常勤労働者の概ね4分3以上の者が対象となっておりますが、要件を満たせば週20時間以上の短時間労働者についても適用の対象とするというものであります。町の臨時職員においても、勤務時間が週20時間程度の職員が20名ほどおりますが、この適用拡大については、五つの要件全てを満たさなければならない。この要件の中に、常時501人以上が勤務する特定事業所であることという項目があり、これを満たす自治体というのは、県庁や、あるいはまた市役所勤務の者であることから、残念ながらこのたびの法改正による社会保険適用拡大には、町の臨時職員は対象にはならないということでもあります。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 20名ほどいるが、対象にならないというのですが、年金であれ、健康保険であれ、その当事者、扶養者ではなくて、その当事者になると、老後の年金というのは、ふえていくし、病気になった場合でも社会保険の当事者というのは、かなり有利ですから、私は、法に触れないのですが、501人以上とか、1年以上の任期とかという幾つかの条件があるのですが、こういうのは臨時職員の専門性の確保とか、雇用の安定とかという観点から考えていかなければならないと思うのです。

期限つき職員も5年以上になると5年の壁があるわけですが、それも柔軟に考えて、町の職員の雇用、そして公共サービス、そういうふうなものは考えていく必要があるのではないかと考えています。

以上で、質問を終わります。

○議長（田嶋輝雄君） これをもって、7番佐々木寿夫君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。11時まで休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

次に、通告第2号、4番昶清悦君は、一問一答方式による一般質問です。

昶清悦君の発言を許します。

○4番（昶 清悦君） 皆さん、おはようございます。

リオ・オリンピックでの日本選手の活躍は、国民を大いに元気にしたと思います。当町からもオリンピック選手やプロスポーツ選手を輩出できれば町民の誇りになり、子供たちにも夢と目標を与えることができると思います。

私は、オリンピック選手が育った環境に興味を持ちながら見ていました。共通する点は、幼いときからその種目に興味を持ち練習を開始していることと、その種目に興味を持つきっかけが親であることが多く、初期の段階は親が一番の指導者であり、スポンサーであることだと感じました。

将来、オリンピックで金メダルを獲得できる才能を持って生まれた子供でも、そのスポーツを始める機会に恵まれなければ、せっかくの才能が埋もれたままになってしまいます。それは非常にもったいないことです。

一つ目は、当町のスポーツ振興策が、子供がスポーツに興味を持つ機会を十分に与えることができているかなど、スポーツ振興策全般について伺います。

ことし7月に行われた参議院選挙で、大阪府泉大津市選挙管理委員会が参院選当日の選挙区と比例代表の全投票用紙計約8万3,600枚を誤って廃棄処分してしまいました。これは不正選挙につながりかねない重大なミスです。二つ目に、当町において、同様のミスが発生しないような対策が十分になされているかなど、選挙事務について伺います。

これ以降の質問は、質問者席で行います。

質問1、スポーツ振興策について伺っていきます。

一つ目の質問として、当町のスポーツ振興策の目標と現状と課題について伺っていきますが、その前に、スポーツに対する私の考えを述べます。

平成24年度版七戸町統計書には、自営農業に従事した人は1,875人、自営農業とその他の仕事に従事した人は2,472人、第2次産業の建設業は783人、製造業は767人、第3次産業のサービス業は2,478人、卸売・小売業、飲食店が1,437人な

どと記載されています。スポーツ関係の職業は、サービス業に含まれるかと思いますが、七戸町民で職業がプロスポーツ選手という人が思い浮かびません。

また、日本では、オリンピックで金メダルをとったら一生働かなくても生活していけるということにはならず、ごく一部の選手は指導者として収入を得る道もあるかもしれませんが、多くの選手は一般の国民と同様、何かの職につくしかないと認識しています。学問とスポーツにおいては、文武両道という言葉のほかに、二兎を追う者は一兎をも得ずという言葉も意識する必要があると思っています。

人口減少対策や雇用創出等の課題を抱える当町にとって、最も必要としている人材は、七戸町で雇用を創出できる人材及び生産性の高い労働者だと思っています。また、学校教育は、社会に貢献できる大人を育てることを目的としていると思っています。

優先順位がスポーツから就職及び進学に切りかわる時期は、人によって違います。小学生で既に、将来つきたい職業が決まっている子供もいれば、大学に進学してからも、自分が何をやりたいのかが、わからない人もいます。高校進学も就職を意識して選択する人もいれば、部活動を基準に選ぶ人もいます。私がバランス的に最適ではないかと考えるスポーツ振興策は、ごく少数の意欲と才能のある子供を見落とすことなく、早い段階で確実に拾い上げ、その能力をより伸ばし、プロにはなれない、あるいはプロを目指すつもりもない多くの子供は、就職や進学のための勉強に支障を来さない範囲内で、スポーツを楽しんでもらうのがよいと考えています。

質問項目を6点用意しています。

1点目です。

当町のスポーツ振興策が、何を目指しているのか、その目標について伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 庁議員にお答えいたします。

町のスポーツ振興策の目標であります。町民一人一人が健やかで活力に満ちた生活の実現を目指すとともに、健康の維持増進、体力の向上に必要なスポーツ活動及び夢と感動を与える競技者や団体の育成等を通じて、生涯スポーツ社会の実現に向けた環境づくりの推進を目標としております。

また、その実現に向けて、1点目として、生涯にわたる健康の維持増進と体力の向上のために町民1スポーツ、この普及・奨励をし、軽スポーツを中心としたスポーツへの興味・関心を高める教室や講習会等を開催しております。

2点目として、競技者の競技力向上のため、町体育協会やスポーツ少年団等の自主的な活動の奨励・支援をしております。また、トップレベルの競技者の育成では、指導技術にたけた指導者の活用や強化練習等により競技者の育成を図っております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 2点目の質問です。

私もそうですが、自分の子供にスポーツに興味を持つ機会を、十分に与えることができないでいる保護者が多いのではないかと考えています。スポーツ振興策より効率的かつ効果的に実施していくためにも、何かしらの機会を利用して、幼児と小学生の子どもを持つ保護者を対象にアンケート調査を実施し、実情を把握する必要があると思います。既に実施しているのであれば、その結果と今後の計画について伺います。まだ実施していないのであれば、今後どのような方法で実情を把握するのかを伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） スポーツをしていない子供たちのその理由や保護者の関心度について、これは調査を実施したことがありませんので、現状を把握しておりません。

今後、新しい体育館の建設に向けて、町民へのアンケート調査等を実施する予定でありますので、その中でスポーツをしていない子供たちの理由、あるいはまた、保護者の関心度等が把握できるような調査項目を設け、その現状というのを把握していきたいと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昶 清悦君） 3点目の質問です。

昨年度、広報で紹介されていたスポーツイベントを拾ってみました。9月は、青森山田高校体操部を招いて開催した「親子ふれあい体操演技会」に町内の園児や保護者が多数参加。10月のキッズサッカーフェスティバルには、町内園児70人が参加。11月にスポーツ・レクリエーション祭が行われ、多数の小学生が記録を更新。12月は、北京オリンピックで日本を金メダルに導いた齋藤春香監督を招いて行われたソフトボール教室に、町内の小中高校のソフトボール部員らが多数参加し、指導を受けています。

これらのほかに、幼児や児童にスポーツに関心を持ってもらう取り組みがあったとすれば、その内容を伺います。また、大人が行っている種目で、そのような取り組みができていない種目があるとしたら、その種目を伺います。また、就学前及び小学校低学年からスポーツを練習している子供がいるとしたら、その種目と人数を伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 質問は3点あると思いますが、まず1点目、幼児等へのスポーツに関心を持たせる取り組みについてですが、今年度は、スポーツに興味関心を持ってもらうための第一歩として、スポーツの楽しさや他の者との連帯感を体感してもらうという観点から、ルールが簡単で遊び感覚でできる軽スポーツを奨励し、子供から高齢者までが参加できる軽スポーツの集いの事業、これを実施する予定であります。

また、モデル的に天間西小学校の低学年児童を対象とし、放課後の時間を活用した軽スポーツ教室を開催し、スポーツに触れるきっかけとなる事業を実施いたします。

行政以外では、町サッカー協会や、幼稚園、あるいはまたこども園等の未就学児を対象に、体を動かすことから始め、遊びを含めた運動を行い、スポーツに興味を持たせるためのサッカー体験教室、これを開催するなどの取り組みを行っております。

次に、大人が活動しているスポーツ種目で、子供の活動が組織されていないスポーツ種目では、町体育協会所属団体とスポーツ少年団を比較してみますと、山岳、弓道、ハンドボール、空手、バレーボール、ボウリング、ゲートボール、グラウンドゴルフなどの種目があります。

最後に、就学前及び小学校低学年からスポーツをしている子供の種目と人数ですが、平成27年度のスポーツ少年団への登録者数から見ると、種目については、野球、サッカーなど11種目、人数については、小学校低学年が99人、未就学児が6人となっております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 4点目の質問に移ります。

幼少のころから始めたスポーツを中学校、高校でも続けたいと思う子供は、結構いると思います。通学の負担が最も少ない地元の学校で、気心がわかる仲間と一緒に練習できる部活動が、経済的負担も少なく、多くの保護者が望むところですが、小中学校は、部活動の指導を見込んで教員が配置されているわけでもなく、その教員が顧問についた種目に精通しているとは限りません。また、部活動の指導に伴う残業代が、民間企業と同じような支払い方法になっておらず、顧問についた教員の負担になっています。

その一方で、有能な指導者をそろえ、スポーツ選手の育成においては、公立の中学校や高校よりも優位性を発揮し、それを学校の特徴や魅力としている学校があります。オリンピック選手を多数輩出している青森山田中学校は、全国から実力のある生徒が集まる状況にまでなっており、さまざまな種目で全国大会でも、すばらしい成績をあげています。

当町の中学生でも、その青森山田中学校に自宅から通学し、部活動で頑張っている子もいます。ごく少数だとは思いますが、勉強よりも部活動を重視する生徒は、より上のレベルを目指して、有能な指導者とレベルの高い練習相手がそろった環境の学校を選ぶと思います。そのような中で、青森山田中学校に通学可能な当町の子供たちは非常に、恵まれているほうだと思いますが、町長も同じように認識しているのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 新幹線が開通いたしまして、希望すれば青森市や八戸市のそういった中学校へ通学が可能であるということから、中学校を選択できるという観点からは、非常にこれは恵まれていると考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 5点目の質問に移ります。

有能な指導者がいる学校は、レベルが上がり好成績をおさめるようになりますが、その指導者が教員である以上、異動の影響を受けます。公立の中学校であっても、ごく一部の種目に限定すれば、町費負担の教員や外部指導員の活用等で、近隣市町村からも有能な生徒を呼び込めるだけの強豪校に育てることも可能だと思います。

学校や保護者の話し合いを経て、町長にもそのような要請があった場合は、町としても

可能な支援を行う考えがあるのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 確かに、有能な生徒、あるいは指導力のある教員や外部指導者がいれば、強豪校となるかもしれません。しかし、学校教育におけるスポーツというのは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応えるとともに、爽快感、達成感、それから他者との連帯感、さらにはスポーツをする楽しさや喜びをもたらすなどの精神的な充足等、心身の両面にわたる健全な発達に資するものであり、子供たちが生涯にわたって、健康で明るい生活を営むための基礎づくりであるのだというふうに認識しておりますので、現時点では、部活動強化のためだけに町費負担の教員採用、あるいはまた特別な外部指導員の招聘等は考えておりません。

なお、町費負担の教員は、部活動のための指導者ではないということを御理解いただきたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（所 清悦君） 6点目、最後の質問です。

スポーツ振興策に関して、現在どのような課題を抱えているのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 少子化により児童・生徒の減少、そしてスポーツ少年団への加入する児童が減少していること、それから中学校の部活動においては、1校だけでチームを編成できない、そういう団体競技がふえているなど、課題を抱えております。

また、スポーツ少年団や部活動をしている児童・生徒・指導者を巻き込んだ保護者間のトラブル、こういったものも、実はふえているということで、その解決や指導者不足による指導者の確保など、これも大きい課題の一つであります。

以上のようなものを抱えております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（所 清悦君） 2点目の質問に移ります。

2点目は、中学校の部活動について教育長に伺います。3点質問を用意しています。

1点目、部活問題対策プロジェクトというサイトでは、部活動の問題点を、教師、生徒、保護者、教師の家族、外部指導員の立場で整理しています。

教師の部活問題としては、無賃の長時間労働の強制による健康被害、精神疾患、過労死、プライベートの剥奪による家庭崩壊、部活離婚、本来の仕事への支障として授業準備の時間が不足、心に余裕を持ってクラスの生徒とかかわれないなどの3点。

生徒の部活問題として、強制入部による人権侵害、ブラック部活による被害として、体罰、理不尽な指導、連日の長時間練習による弊害として、家庭学習への支障、慢性的な疲れ、疲労骨折、スポーツ科学を無視した指導による健康被害、多忙をきわめた教師による質の低い授業及び生徒への目配り不足、顧問の異動による指導力の変動などの5点。

教師の家族の部活問題として、土日も部活があり、教師の子供が孤児状態となる部活孤

児、部活シングルマザー・ファザーの2点。

当町の中学校の部活動も同じような状況にあるのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

庁議員のおっしゃるとおり、さまざまな課題があります。その中で、庁議員からは教師の課題、それから生徒の課題、保護者の課題、そして教師の家族、外部指導員の課題を挙げておりますが、経験上からも、それらの課題の根源の全てが部活とは言い切れないと思っています。例えば、部活孤児、部活シングルマザーなど、そこに至るには、その家族のありようが問題だと思っております。

また、部活動によって授業の準備不足の問題も挙げられておりますが、先生方は空き時間等を利用したりして、教材研究をしてきめ細かい指導法の工夫に努めております。苦勞も多い部活動ですけれども、先生方も生徒も、日々の活動を通して達成感とか、それから満足感を味わい、仲間との連帯感を深めています。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（桁 清悦君） 2点目の質問です。

多少の効果を得るために、かかわる人全てに多大な弊害を及ぼしているようにも見える部活動ですが、文科省が部活動の位置づけを曖昧にしていることが原因だと思っております、その原因をさらに追求すると国の政策や財政の問題になってしまうので、今回はそれ以上は踏み込みませんが、部活動が公務員の中のブラック業務であるという認識が、一般的になってきた現状を考えると、当町の中学校の部活動のあり方もこれを機に見直し、任意制にしたほうがよいと思っております。

現在、部活動の課題の解決に向けてどのような取り組みを行っているのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） 現在、部活動の課題の解決についてどのような取り組みを行っているかについて、お答えします。

まず、長時間労働の強制についてお答えします。

平日における部活動は、夏季は18時半まで、冬季は18時までとしている学校が多く、中体連や新人戦前の延長でも19時には学校退下としています。

また、無賃での部活動指導のことですが、教員には勤務態様の特殊性による手当として、給料月額4%に相当する教職調整額が支給されています。このことについて、誤解を招かないように少し補足しておきたいと思っております。教職調整額というのは、教員の職務と勤務態様の特殊性、例えば学校外の行事や時間を問わず必要に応じて実施される家庭訪問とか、それから、ワークかライフか区別しづらい自己研修など、勤務時間の管理が困難と思われる勤務態様の特殊性による手当であって、全てこの教職調整額が部活動のためのものだけではないということを申し添えておきます。

次に、無賃の強制労働についてですが、当然、勤務日は支給対象外となっておりますけ

れども、休日、そして週休日の活動、対外運動競技等、規定で示された時間に基づいて特殊勤務手当が支給されています。

次に、任意制に関することですが、七戸町内の中学校3校のうち2校は全員加入、1校は今年度から任意加入となっております。

七戸町における任意加入の学校は、これは前年度の校長の方針のもと、今年度スタートしたわけですが、現状はクラブチーム在籍の生徒も含めて98%の生徒が加入しております。この実態を受けて、任意加入の継続については、まだ1年たっていないわけですが、ここの学校では、既にもう検討課題となっているようです。

残された課題は、七戸町に限らず教員の多忙化が挙げられます。昨年度、青森県教育委員会で実施した多忙化解消検討委員会のアンケート結果によりますと、部活動のみならず事務処理、特に成績処理とか、通信簿の時期になれば通信簿とか、そうした事務処理、それから非常に多いのは、国、県からのアンケート、そして、さまざまな事故報告書の作成等が、本当に1日、2日置いて全て出さなければならないという状況にあるものですから、その多さも多忙化の一因となっております。

したがって、これらのことは今後も検討課題となっております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昴 清悦君） 任意制の中学校が1校ということですが、まず、その任意制を選択した中学校は、今まで述べたような理由から、ことし始めたということなのかを伺いたいということと、仮に全員加入という方針を校長が決めたとした場合、現状、教員は無理をせず了解をしている状況なのかという1点。

もう一つは、先ほどアンケートの質問もしましたが、中学校の生徒が実際にやりたいスポーツが何なのかというのも、今まで何かしら、1年生に入るときは、ある部活の中からどれに入りたいかという調査はすると思いますけれども、もし仮にどんなスポーツでもやれるとしたら、何をやりたいかというアンケートは行ったことがあるのかという2点を伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） 任意制にした学校の任意制に至った経緯、このことについては、発端はサッカー部がクラブチームに入る、これは七戸だけでなく上北郡全体がそういう動きになっていることもあります。部活としてやっているところもありますけれども、そういうふうに七戸の場合は、クラブチームに移行するというのと、それからバスケットのほうもクラブチームに移行する。

このバスケットに関しては、当初、部活動を学校に設置してほしいという要望があったのですが、そうすると職員の人数が足りないのです。そして、新たに組むとなると、まず最低、職員が2人つかなければならない。これは、中体連のときの引率です。1人はコーチとして、1人は残った生徒の指導としてなるわけですから、やはり新しくつく

ることはできない。

それから、そうした集団、チームプレーのところ新たにできることによって、例えば野球部とか、そうしたところの人数が不足するということが十分に考えられるので、新たに設置することはできない。

それらのいろいろな経緯から、任意制にしましょうということに至ったということは、前校長から聞いております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（畠 清悦君） 教育長に、最後1点だけ質問します。

来年度開校する天間林中学校の教育目標、知・徳・体の中の徳のところ、新たな人間構築のために誰もが相互に個性を尊重し、ともに支え合い、相互に認め合う共生社会を生き抜く心が必要という点から考えた場合に、今までも柔軟に対応してくれているのではないかなと思って見ていましたけれども、学校側が用意できる部活動以外に、どうしてもやりたいという種目を持ったり、実際、保護者もそれを応援したいという状況がある中で、部活動に所属しないということを認めた例があるのか、今もそういう柔軟な対応なのかを伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） まず、先ほどの質問の残りの2点について答えていなかったようです。済みません。

2点目は、先生方が了解しているかどうかということですが、これは、先生方に了解していただいているということのほうが、いい言い方かもしれません。

4月に学校では校内人事というのをやります。そのときに、どの先生にどの部活についてもらうか、先生方一人一人は、全てその部活をやっている経験者ではないことのほうが多いわけですから、先生方を校長が一人一人呼んで、当然、希望もとります。中には、持てませんという先生もいます。その中で校長が説得して、まず子供たちのために、今ある部活を存続させるために「先生、ついてもらえませんか」ということで、本人から了解してもらって、部活動をしています。

ただ、中には絶対できませんということで、1人ぐらいいは部活についていないという先生もいます。しかし、これは強制できないので、仕方ないと思っていますが、中体連とかそうしたときの引率、普段、出張で顧問の先生方がいないときはついてもらうとか、そういうことでのお願いはしてあります。

それから、三つ目のアンケートですけれども、これは天間館中学校が全員加入から任意加入になって、任意加入から全員加入になったときがありますが、その任意加入から全員加入になったとき、アンケートをとった記憶はあります。ただし、天間館中学校も小規模校ですから、やはりこれ以上部活動はふやすことができないので、「現在ある部活の中で、入るとすればどれに入りますか」というくらいのアンケートと、あとは、全く校外で活動している、例えばラグビーとか、そうした子供もいましたけれども、毎日練習に行く

とことで、これは例外的でしたけれども、部の活動と同様に認めるということで認めました。

それから、部活動を任意制にした場合、新たに生じると思われ問題ということで、先ほどありましたね。なかったですか。一端下がります。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昶 清悦君） 2点目の質問で、現在、任意制にした場合に生じると思われる問題を述べたと思ったので、質問はしませんでしたけれども、まだ答弁していない部分があるのであれば、伺います。

あと、もう1点ですけれども、私も、部活動が、先生がそういった状態で引き受けてくれているという認識が薄いまま、過ごしたような気がするので、やはりこれは保護者も生徒も含めて、部活動というのが、どういう状態で行われるのかということをしっかり伝えるところから始めるべきだなというふうに思います。

最後の質問を伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） 任意制にした場合、新たに生じると思われる問題について、私から何点か、述べたいと思います。

まず、部活動に入部しない子供は、クラブチームにも入らない傾向にあります。それから、部活を任意制にすることによって、先ほども言いましたが、野球やソフトボール等の団体競技のチームをつくれなくなるということが懸念されます。

そして、高校受験の際、調査書、いわゆる内申書ですが、この部活動が、実は得点化されています。そのために、部活動に加入している生徒と加入していない生徒に差が生じます。

現実には、天間館中学校にいたときのことですが、そのときはまだ任意加入でした。内申書のところには、部活動に加入している生徒は、選手になれなくても縁の下の力持ちとしてとかさまざま書かれます。ところが、加入していない生徒のところは斜線となるわけですから、そこが得点のところでは、大きく変わってくるという事実があります。

それから、部活動が任意制になると、家庭的、経済的に恵まれない子供は、自分の才能に気づかずに埋もれてしまうのではないかなと思います。先ほど、昶議員のほうからありました、スポーツを始める機会に恵まれなければ、せっかくの才能が埋もれたままになってしまう、それは非常にもったいないということを考えていけば、やはり学校に部活動があるということは、子供たちの才能を見出す一つのきっかけになるのではないかなと思っています。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昶 清悦君） 次に、質問2の選挙事務について伺っていきます。

1点目の質問については、質問を3項目用意しています。

大阪府泉大津市選挙管理委員会は7月9日、参院選当日用の選挙区と比例代表の全投票用紙、約4万1,800人分の計約8万3,600枚を誤って廃棄処分していたと発表しました。府などに予備の投票用紙を手配し、投票には支障がないとのことでした。

6月9日に府選管から配付された用紙を、市庁舎1階の市民課にある金庫室で段ボール箱3箱に入れて保管していたが、市民課職員が7月1日、保管期限の切れたほかの書類と一緒に焼却処分してしまい、この日の早朝、別の職員が各投票所に交付するため確認しようとして用紙がないことに気づいたとのことでした。

1点目の質問です。

この件に関して、国や県から点検、あるいは再発防止策等を求める文書があったのか、伺います。あった場合は、その内容を伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（古屋敷 満君） 庁議員の御質問にお答えします。

国や県から、点検あるいは再発防止策等を求める文書はありませんでした。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 2点目の質問です。

泉大津市選挙管理委員会のミスは、投票用紙を入れた段ボールが、保管期限が切れた書類を入れていた段ボールと似ていて、焼却する際に中身を確認しながら焼却せずに、段ボールごと焼却炉に放り込んだから起きたのではないかと考えています。

そこで、当町選挙管理委員会では、投票用紙の入れ物や置き場所については、このようなミスが起こらないように対策がとられているのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（甲田美喜雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

投票用紙の入れ物と置き場所についてですが、青森県選挙管理委員会から受領した、およそ3万枚の投票用紙を18投票区と期日前投票所ごと等にそれぞれ袋詰めして、鍵のかかる選挙管理委員会専用の保管庫で管理しておりますので、ごみと間違えるような誤廃棄は起きないと考えています。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 3点目です。

参考までに、保管期限が切れた書類は、当町ではどのように処分しているのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（甲田美喜雄君） 文書の処分方法ですが、処分する文書名と廃棄方法について起案しまして、決裁を受けた後、裁断または焼却により処分しております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 2点目の質問です。

開票結果を中間発表するのであれば、最終結果により近い得票率になるようにと開票作業前に十分にかきまぜるということもあるかと思いますが、最終結果のみの発表であれば、かきまぜる必要はないように感じました。

開票作業を参観しましたが、作業台全体の投票用紙を丁寧にかきまぜるのではなく、開票従事者の手前にある投票用紙を軽くかきまぜていることがわかりました。法律でかきまぜることが定められているので行っている作業だとの解釈でよいのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（古屋敷 満君） ただいまの御質問にお答えします。

公職選挙法第66条第2項の規定に基づいて行っている作業でございます。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 3点目の質問に移ります。

自分が確実に1票を投じているのに、集計結果ではゼロ票となる、いわゆるゼロ票問題は幾つかの事例が報告されています。

2013年の参院選で当選した自民党の衛藤晟一候補者の高松市の得票数が、前回は432票獲得していたのにゼロ票という開票結果となり、ひらがなで書いて投票したという亀山氏を含む4人は、無効票にされることは考えにくいと話していました。

ことし7月の参院選比例代表で落選した民進党の藤川慎一氏の得票が、岐阜県本巣市でゼロだったのは開票作業に疑義があるとして、同氏を擁立した産業別労働組合JAMに加盟する労組の組合員が8月9日、選挙結果無効を求めて東京高裁に提訴しました。訴状によると、同市在住の原告男性6人は、7月2日から10日に藤川氏に投票したが、同氏の得票はゼロだったとのことです。

函館市選管は7月12日、10日の参院選比例代表で当選した共産党の岩渕友氏の得票数を誤って発表した可能性があること明らかにしました。11日の発表で、岩渕氏の函館市での得票数はゼロ票としていましたが、岩渕氏にみずから投票したという市内の有権者の指摘を受け、誤りの可能性を認めました。候補者ごとに束ねた投票用紙に添付する点検票を同党同性の岩渕彩子氏との間でつけ間違えた可能性があるということでした。

ほかにも同様の報告がありますが、ゼロ票だったので気がついた事例であり、実際は不正確に集計されていたが、ゼロ票ではないので気づかれていなかったということが多数あると思います。

開票作業時の判断ミスで当落が変わることがあってはなりません、「民主」や「民主党」と書かれた票を、自由民主党と社会民主党に民主や民主党も含まれることから、無効と判断したところもあれば、民進党の有効票として扱ったところもあり、市町村選管によって無効票判断にばらつきがあるのも問題だと感じました。

そこで、三つ質問を用意しています。

一つ目です。

国政選挙であれば、判断基準を統一したほうがよいと思いますが、それに向けた動きは

あるのか、伺います。また、この場合に当町選挙管理委員会の判断はどうだったのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（古屋敷 満君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、国政選挙における効力の判断基準の統一への動きについてですが、存じ上げておりません。

次に、参議院選挙の比例代表区における「民主」や「民主党」と書かれた票の効力についてですが、「民主」と記載した投票が自由民主党、社会民主党、解散した民主党のいずれに対するものであるか判断することは困難であることから、無効票としました。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昶 清悦君） 2点目です。

蛇足という言葉がありますが、姓までは正確に書いても、頑張ってフルネームを書いたら名を間違えて無効になってしまうとすれば、字を正確に書く自信がない人は、ほかに同じ姓の候補者がいない場合、姓だけを書いたほうがよいことになります。

当町選挙管理委員会及びほかの選挙管理委員会の無効判断も、そのような基準なのかを伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（甲田美喜雄君） ただいまの御質問にお答えいたします。

姓が正確で名を間違えた場合の効力についてですが、間違いにもさまざまあります。その記載の状態から効力が決定されることとなるため、字が間違っているからと一概に無効と判断しているわけではありません。

これは、公職選挙法第67条において、第68条の無効投票の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効にするようにしなければならないと規定されていますので、その趣旨により1票1票を点検して効力を決定しております。

昶議員質問の、名を間違えてが明確に別人と思われる記載であれば、候補者でない者を記載したと判断し、無効票になると考えます。しかし、裁判判例において、地域の特殊な事情により有効と判断された事例もあることから、名を間違えたものが必ず無効になるというものでもありません。

また、ほかに同じ姓の候補者がいない場合、姓だけを書いたほうがよいことになるという事例においては、そのとおりではありますが、これを前例として全ての選挙でそのようにしてよいと理解されては困りますので、選挙管理委員会としては、そのような記載をお勧めすることができないことを御理解願います。

なお、他の選挙管理委員会の判断については、事例が具体性に欠けていることから照会するには至っておりませんので、御理解願います。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（**听 清悦君**） 最後の質問です。

せっかく投票に来ていながら、本人の意思に反して無効になることはもったいないことです。有効票を投じる意思のある有権者のために、無効判断の大まかな基準は、啓発活動一部に含めたほうがよいと思いますが、この点について、選挙管理委員会委員長の考えを伺います。

○議長（**田嶋輝雄君**） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（**古屋敷 満君**） お答えします。

無効投票の基準は、公職選挙法第68条に規定されておりますが、有効投票を投じる意思のある有権者は、無効と判断されるような投票はしないと思います。よって、あえて啓発活動に含める必要はないと考えます。

○議長（**田嶋輝雄君**） 4番議員、よろしいですか。

4番議員。

○4番（**听 清悦君**） 質問は、以上です。

スポーツ振興策及び部活動の問題については、来年春また開校される天間林中学校なりほかの中学校も、今回の質問を機にまた関係者一同、七戸町にとっていい形をつくれるように目指してほしいと思います。

私の質問は、以上で終わります。

○議長（**田嶋輝雄君**） これをもって、4番听清悦君の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終結します。

---

#### ○散会宣告

○議長（**田嶋輝雄君**） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月14日の本会議は、午前10時から再開します。

本席から告知します。

本日はこれで散会します。

御苦勞さまでした。

散会 午前 11時47分